

令和2年5月28日

保護者の皆様

北海道旭川東高等学校長  
小林 為五郎

学校の再開並びに今後の予定について（お知らせ）

初夏の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校教育活動に対しまして、ご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言の解除に伴い、学校の臨時休業は5月31日（日）で終了し、6月1日（月）から学校を再開することとしました。

つきましては、学校再開後の感染防止の取組と今後の行事予定の変更等について次のとおりお知らせしますので、よろしく願いいたします。

#### 記

### 1 基本的事項

- (1) 学校教育活動にあたり次の「3つの条件」をできる限り緩和するよう努めます。
  - ア ①密閉された空間②人員の密集(手の届く範囲)③密接(近距離での会話・大きな発声)
- (2) 感染予防を徹底します。(啓発及び指導 → 保護者文書配布・生徒への指導)
  - ア 朝晩の検温及び体調(発熱、喉の痛み、咳、体のだるさ、息苦しさ、味覚嗅覚障害)の確認をします。(健康観察シートに記入し、上記症状のある場合は自宅で休養してもらいます)
  - イ マスクの着用をお願いします。(市販のマスク・手作りマスクが用意できない場合は、ハンカチ等で口元に当てるなどの咳エチケットの徹底します)
  - ウ 手洗いの徹底を促します。(トイレの後、食事の前後、部活動後、帰宅後 等)
  - エ 定期的な換気を実施します。(室温に留意し、休み時間ごとの教室換気・体育館についても換気を行います)
  - オ 校舎等の消毒を毎日行います。(手すり・ドアノブ・電気スイッチ・水道蛇口・トイレ等)

### 2 出席停止の取り扱いについて

次の場合は出席停止等の扱いとなりますので、連絡いただきますようお願いいたします。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>ア 感染判明(治癒するまで)した場合</li><li>イ 濃厚接触者(14日間)となった場合</li><li>ウ 同居家族が濃厚接触者になった場合</li><li>エ 発熱等の風邪症状のある場合</li><li>オ 海外からの帰国、非常事態宣言が発令されている都道府県からの移動により自宅待機する場合</li><li>カ 基礎疾患があり医者から登校すべきではないと判断された場合</li><li>キ その他、感染症予防のために必要と認められる場合</li></ol> | } | ←保健所の指導を受けて |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------|

### 3 家庭との連携について

学校再開にあたりご家庭におかれましても、お子様に「新しい生活様式」の実践とともに次の点を指導いただき、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないようご協力をお願いいたします。

- (1) 休日において不要不急の外出を控える。
- (2) 仲の良い友人同士の間での行き来を控える。
- (3) 家族ぐるみの交流による接触を控える。

#### 4 授業の実施について

文部科学省および北海道教育委員会から「学びの保障」のために年間指導計画等を見直すよう通知があり、これに基づき、本校では学校再開後に臨時休業期間中に実施できなかった分の授業時数を、次の方針に則って補充していきます。

- (1) 教科・科目の授業を実施することを優先し、行事・LHR・総合的な探究の時間は、中止あるいは時期を変更して実施します。
- (2) 夏期休業期間のうち7月27日（月）～31日（金）を授業日とします。

#### 5 授業の留意点

- (1) ペアワークやグループワークの際は、長時間向かい合わせにならないよう配慮します。
- (2) 大声や集団での発声を控えます。（場合により、指導計画の変更も考慮）
- (3) 体育等の授業での体の接触、更衣室での接触を避け、用具の消毒を徹底します。
- (4) 家庭科での実習や理科の実験など、実施内容や実施方法や実施時期等について、感染防止に向けた配慮を行います。
- (5) 長期間わたる学校休業明けのため、けが防止や授業進度に十分配慮します。

#### 6 部活動について

- (1) 体育系部活動でのけが防止に留意します。（長期にわたる部活動休止明けのため）
- (2) 練習場所の換気を徹底します。
- (3) 大声や接近してのミーティングを避けるよう指導します。
- (4) 用具の消毒、タオル・給水ボトルの共用禁止、水飲み場の衛生管理に留意します。
- (5) 文化部においては、密集・密着・長時間の連続した活動にならないよう注意します。

#### 7 給食の再開について

6月1日（月）から給食を再開いたします。

- (1) 調理員、生徒、職員の毎日の体調を確認し、食事前の手洗い、手指消毒の徹底、こまめな机上の清拭を行い、換気扇を常時運転します。
- (2) 食事中は向かい合わずに、隣り合って、また距離を保って摂ります。
- (3) 食事の配膳は調理員のみが提供し、必要に応じて使い捨て食器等を使用します。
- (4) その他、衛生管理を徹底した提供に努めます。

#### 8 今後の主な予定について（変更分）

6月 1日（月）～5日（金）	面談週間
6月12日（金）	議案書審議
6月25日（木）	生徒総会
7月27日（月）～31日（金）	授業日
8月 1日（土）～8月16日（日）	夏季休業